

第2期（令和6年度～令和10年度）

松原市教育振興基本計画の策定方針（案）

1. 計画策定の理由

近年、教育基本法等の改正を踏まえた教育制度の大きな変革が順次進められており、平成20年7月、国において、教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定され、平成30年6月には「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～令和4年度）が策定されました。地方公共団体にも策定の努力義務が課されているところです。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長は教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとして改正され、本市においても平成28年5月に「松原市教育大綱」を策定し、令和元年12月には、松原市第5次総合計画との整合性を図り修正を行いました。

この教育大綱の基本的方針の実現に向け、前期（平成28年度～令和元年度）、後期（令和2年度から令和5年度）と期間を設け、「未来を拓く自立心を育む人づくり」を基本理念に掲げた「松原市教育振興基本計画」を平成28年12月に策定し、各施策、事業等を総合的かつ計画的に推進しているところです。

今回、計画の後期計画期間が令和5年度末で終了するにあたり、就学前・学校教育、また社会教育を通じて、次世代の人材育成をさらに進め、教育大綱理念の具現化と魅力ある教育環境の実現をしていくため、令和6年度から5年間を期間とする計画を令和4年度から、策定に向けて着手していく予定です。

なお、策定に際しては、後期計画の評価と検証を行い、市民ニーズ等を把握した上で、松原市第5次総合計画、国・府の教育振興基本計画、社会・経済情勢等の変化を踏まえ、策定していきます。

2. 国・府の計画

国の教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年以降5年ごとに策定されており、現在は第3期の計画期間にあります。第3期計画では、第2期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、その実現のため、生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎながら、2030年以降の社会を見据えた教育施策のあり方を示しています。また、令和5年度より第4期教育振興基本計画として、次世代の教育の方向性が示される予定です。

大阪府でも、平成30年度に策定された「大阪府教育振興基本計画」の後期計画期間が令和4年度末で終了し、主に10の基本方針に基づく主な成果を踏まえ、重点施策の方向性を定める次期計画が令和5年度に策定される予定です。

3. 第2期 松原市教育振興基本計画の方向性

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として位置づけます。

また、松原市第5次総合計画を上位計画とし、松原市教育大綱に基づく計画とするとともに、各関連計画との整合性を図るものとします。

計画対象範囲としては、松原市教育振興基本計画（後期計画）と同様、学校園教育と、社会教育を対象とします。

■計画期間

令和6年度から令和10年度（5年間）

※この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までとし、松原市教育振興基本計画（後期計画）の評価と検証を行い、市民ニーズ等を把握した上で、松原市第5次総合計画、国・府の教育振興基本計画、社会・経済情勢等の変化を踏まえ、策定していきます。

4. スポーツ・文化に関することについて（市長部局への特例）

平成27年4月1日から

「松原市教育に関する職務権限の特例を定める条例」が施行されております。

■【内容】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、市長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

⇒上記2点については、市長が執行する内容となっております。

現在の教育大綱や松原市教育振興基本計画（後期計画）には、上記の項目（スポーツ）が記載をされており、今後の教育大綱見直しや今回の第2期教育振興基本計画策定時には、見直す必要があると考えております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、[前条各号](#)に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、[次の各号](#)に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（[第二十一条第七号から第九号まで](#)及び[第十二号](#)に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（[次号](#)に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。